

# 第9回 矢作川水系流域委員会 【矢作川水系河川整備計画の進捗状況】

## (河川の維持に関する事項)

令和 7年 11月 17日

国土交通省 中部地方整備局

豊橋河川事務所

## 第3章 河川の整備の実施に関する事項

### 第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

<第1項 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項> 今回(第9回流域委員会)

<第2項 河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項>

<第3項 河川環境の整備と保全に関する事項> 今回(第9回流域委員会)

<第4項 総合的な土砂管理に関する事項>

### 第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

今回(第9回流域委員会)

<第2項 河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項>

1. 河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

<第3項 河川環境の維持に関する事項>

1. 河川の清潔の維持
2. 地域と連携した取り組み

### 第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

今回(第9回流域委員会)

<第1項 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項>

1. 堤防の維持管理
2. 樋門・樋管・排水機場等の維持管理
3. 河道の維持管理
4. 河川維持管理機器等の維持管理
5. 許可工作物の適正な維持管理
6. 流下物の処理
7. ダム本体・管理設備等の改良・維持管理
8. ダム貯水池の維持管理
9. 危機管理対策

※ダムの維持管理に関する事項(資料-5)

### 第3節 調和のとれた矢作川流域圏の実現に向けた取り組み

<第1項 流域圏一体化の取り組みに関する事項>

1. 流域圏住民・関係者の連携強化
2. 流域圏住民との啓発活動
3. 行政と住民が連携した調査・研究の充実
4. 河川を中心とした社会基盤形成及び地域の活性化

1. 河川の維持管理
2. 河川管理施設の省力化検討
3. 矢作川の河川管理
4. 民間団体等との連携
5. 維持管理と災害復旧
6. 矢作川水系における総合的な土砂管理

<矢作川水系河川整備計画 第3章 第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所>

## 災害予防

改修事業、ダム建設等の予防的な河川整備

## 河川利用の推進

適正な利用の条件整備:

- ・河川利用が安全・快適に行える基盤整備
- ・安定的な利水の確保

相互に連携して  
最大の治水上の  
安全・安心効果を発揮

相互に連携して  
良好な河川空間の  
保全・創出

## 災害復旧等

機能復旧:

- ・破堤や護岸崩壊などの施設 被害が発生した場合の原形復旧
- ・再度、同様の出水があった場合に、被災を受けないような対策の実施

## 維持管理

河川の適正な維持:

- ・堤防や護岸、施設等について、出水時に弱点となるような箇所や動作異常等健全度の診断と効果的・効率的な維持補修等の対応
- ・河川の植生や河床状態などの環境 状態の把握と維持
- ・不法行為の監視と是正

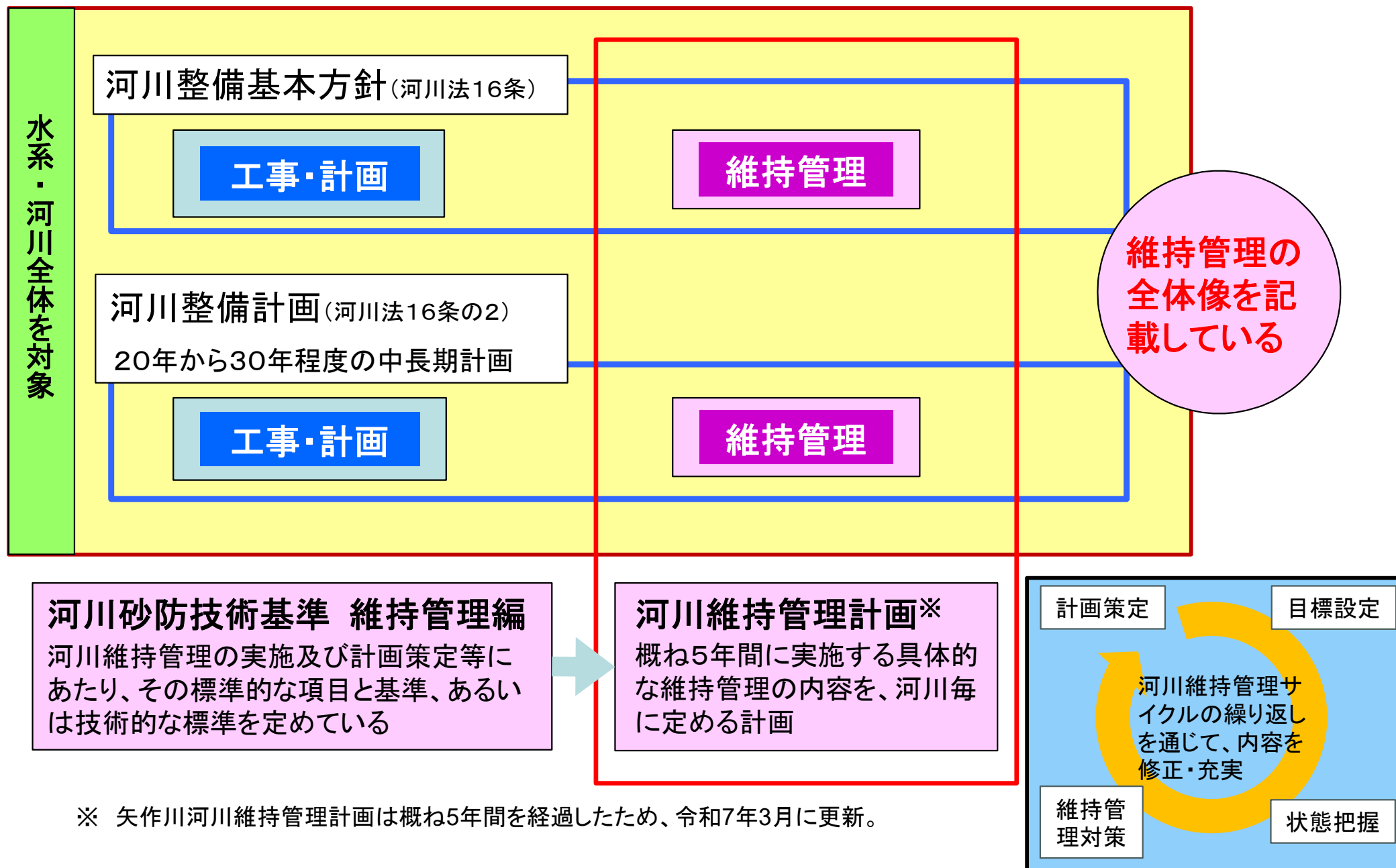
## 河川環境の整備と保全

環境への配慮:

- ・生物の生育・生息環境の保全のための対策
- ・良好な河川景観の創出のための整備

# 1.河川の維持管理(河川整備計画における位置づけ)

＜矢作川水系河川整備計画 第3章 第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所＞



- 河川維持管理目標は、時間の経過や洪水・地震時の外力、人為的な作用等によって、本来河川に求められる治水・利水・環境の機能が低下した場合、これを的確に把握して必要な対策を行うために設けている。
- 河川管理の目的に応じて、洪水、高潮等による災害の防止、河川区域等の適正な利用、河川環境の整備と保全等に関して設定している。

## ◆河道流下断面の確保

洪水を安全に流下させるため、自然環境に配慮しつつ、河道掘削・河道内樹木の伐開等を行い、河道流下能力を確保する。



## ◆河川管理施設の機能維持

時期に応じた点検を行い、適切な修繕・更新(長寿命化)を行うことで、施設の損傷による機能低下や維持管理費用の縮減を目指す。



## ◆河川区域等の適正な利用

流水や河川敷地等が、治水・利水・環境の目的と合致して適正に利用されるように、河川敷地の不法占用や不法行為等の監視・対応を行う。



## ◆河川環境の整備と保全

各種環境調査のモニタリング結果等に基づき、動植物の保護、漁業、観光・景観、流水の清潔の保持といった河川環境の保全に努める。



外来種調査

# 1.河川の維持管理(主な活動)

管理時の状況	河川管理の内容		
平常時の河川管理	治水	状態把握	堤防除草(変状把握の前提)
			河川巡視(河川(河道・河積)の変化、堤防、護岸の変状)
			許可工作物の変状等
		維持管理対策	堤防等の修繕
			機械設備の点検・整備
			許可工作物への対応
	利水	維持管理対策	水質事故対応
			水利使用秩序の確保
	環境	状態把握	調査等
			河川空間の利用
維持管理対策		自然環境の保全(希少種・外来種対策、生態系保全)	
		河川利用上支障のある行為への対応	
塵芥処理			
洪水時の河川管理	河川	状態把握	出水時巡視(出水状況、堤防、護岸の変状)
	河川管理施設	施設の操作	
	避難・水防活動	情報提供・共有	避難判断の水位情報、リエゾン派遣
		水防活動	
		事前の準備	水防演習・洪水ハザードマップ
地震時の河川管理	河川	状態把握	堤防、護岸の変状
			許可工作物の変状等
	河川管理施設	維持管理対策	堤防等の修繕
			損傷等の把握
	維持管理対策	機械設備の点検・整備	
渇水時の河川管理	情報把握、広報、渇水調整		

# 1.河川の維持管理(平常時及び洪水時の河川管理)

＜矢作川水系河川整備計画 第3章 第2節 第1項 1 堤防の維持管理＞  
＜矢作川水系河川整備計画 第3章 第2節 第1項 3 河道の維持管理＞

## 【平常時の河川管理】

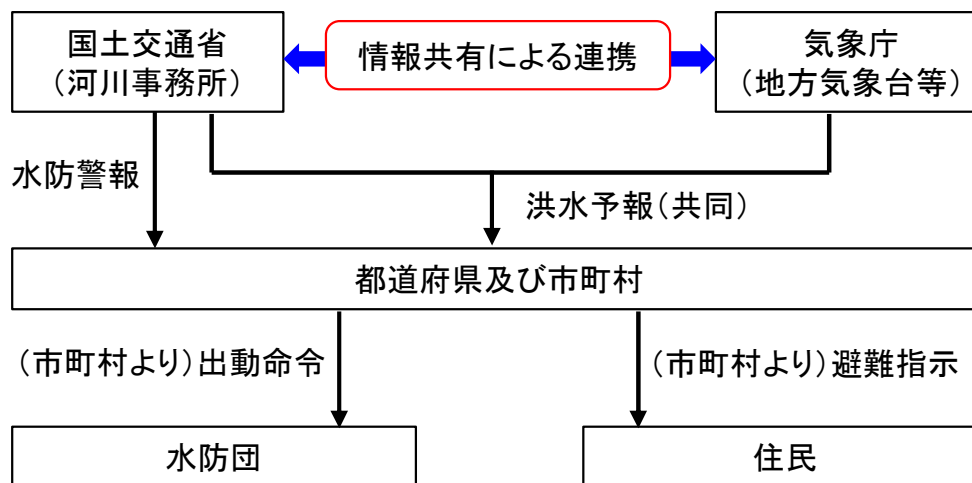
- 河川維持管理は、河川の特性等を踏まえた維持管理の内容、改善に向けた取り組み等を定め、河道流下断面の確保、堤防等の施設の機能維持等の状態把握を行い、その結果に応じて適切な維持管理対策を実施。
- これらの河川維持管理の具体的内容については、各河川ごとに策定する「河川維持管理計画」に記載し、維持管理の実施を通じて、課題や問題点を反映させ、内容を修正・充実させていく。

## 【洪水時の河川管理】

- 河川管理者は、水防活動が円滑に行われるよう、水位に応じて水防警報を発令するとともに、気象台と共同で洪水予報を発表している。
- 現場では、巡視や施設操作等を行い、災害が発生したときには災害対策機械等を活用して被害の軽減と拡大防止を図る。
- 排水機場等の河川管理施設は操作規則等に基づいて運用され、適切な操作により治水機能を発揮する。



- 河川事務所では状況把握、水位予測等を実施。
- 水位情報(国交省)と気象情報(気象庁)を共有。





- 河川の状態把握における基本データの収集として、雨量・水位・流量等の水文等観測、平面・縦横断等の測量、河川環境調査及び観測施設等の点検を実施。また、水文等観測におけるリアルタイムデータは適切な河川管理の基礎データとして活用。

## ■ 基本データの収集

- ①水文・水理観測、水質調査
- ②測量
  - (1)河道内の縦横断測量
  - (2)地形測量及び写真測量
- ③河道の基本データ
  - (1)河床材料調査
  - (2)河道内樹木調査
- ④河川水辺の国勢調査
- ⑤観測施設、機器の点検



定期縦横断測量



水質調査



流量観測(高水)



堤防除草

## ■ 河川巡視の分類

- ①平常時の河川巡視
  - (1)一般巡視と目的別巡視
  - (2)河道及び河川管理施設等の河川巡視
  - (3)違法・違反行為発見のための河川巡視
  - (4)河川の利用状況把握のための河川巡視
  - (5)自然環境に関する状態把握のための河川巡視
- ②出水時の河川巡視

## ■ 点検の分類

- ①出水期前・台風期・出水後等の点検
  - (1)出水期前、台風期の点検
  - (2)出水後等の点検
- ②地震後の点検
  - (1)管内震度4 : 状況に応じて1次点検・2次点検を実施
  - (2)管内震度5 弱以上 : 地震発生後直ちに1次点検及び2次点検を実施
- ③機械設備を伴う河川管理施設の点検
- ④親水施設等の点検
- ⑤許可工作物の点検

# 1.河川の維持管理(河川の状態把握(河川巡視))

＜矢作川水系河川整備計画 第3章 第2節 第1項 1 堤防の維持管理＞

＜矢作川水系河川整備計画 第3章 第2節 第1項 3 河道の維持管理＞

■河道及び河川管理施設等の状況の把握、河川区域等における違法・違反行為の発見、河川空間の利用に関する情報収集、河川の自然環境に関する情報収集を対象として、概括的に行うものであり、平常時・出水時にそれぞれ巡視を行うこととしている。

■河川巡視は、河川巡視規程例に基づいて実施する。

○一般巡視……………定期的に、巡視区域内をパトロール車により巡視を行う。

○目的別巡視……………堤防や護岸、水門の状況など、対象を特定し、詳細な巡視を行う。不法行為の状況などを対象とする車両(パトロール車)による巡視と、河川敷地境界杭の状況などを対象とする徒歩による巡視を実施している。

○出水時巡視……………出水時において、河川の水位が水防団待機水位を越え、さらに上昇し、氾濫注意水位に達する恐れがある場合は、出水時巡視を実施。出水時巡視においては、堤防や護岸、水門等の河川管理施設の状況把握、水防活動や緊急かつ適切な処置を講ずるための情報収集等を行う。

## 矢作川の河川巡視実施状況

巡視の種類	巡視の方法	実施回数				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般巡視	車両	91回	91回	91回	92回	91回
目的別巡視	車両	78回	60回	60回	60回	60回
	徒歩	43回	36回	36回	36回	36回
出水時巡視	車両	0回	2回	0回	1回	1回

# 1.河川の維持管理(河川の状態把握(点検・整備))

＜矢作川水系河川整備計画 第3章 第2節 第1項 2 樋門・樋管・排水機場等の維持管理＞  
 ＜矢作川水系河川整備計画 第3章 第2節 第1項 5 許可工作物の適正な維持管理＞

- 河道や河川管理施設の機能について異常及び変化等を確認することを目的とし、定期点検及び臨時点検を行う。
- 点検は、各点検要領および評価要領に従い実施する。

- 令和6年度は出水期前点検と安全利用点検を各1回ずつ実施し、毎年同様に約900箇所を点検している。
- 出水期前点検は、目視や必要に応じて計測等を行い、堤防、護岸等の変状の把握、管理施設の損傷や動作状況を確認する具体的な点検を実施。なお、この点検では、許可工作物についても工作物管理者による点検が行われ、一部の許可工作物は、河川管理者と工作物管理者による合同点検が行われる。
- 安全利用点検は目視により、高水敷、低水護岸、樋門、樋管などの施設及びその周辺の点検を実施し、利用者の視点に立ち、安全に利用できることを点検にて確認している。
- 堰、水門、排水機場等の機械設備は、動作状況や点検結果から劣化状態を把握し、必要に応じて修繕、更新等を実施している。

出水期前点検



(許可施設管理者との合同点検)

安全利用点検



(河川敷公園施設の確認)

機械設備の点検



(機械設備の点検)



(操作設備の点検)



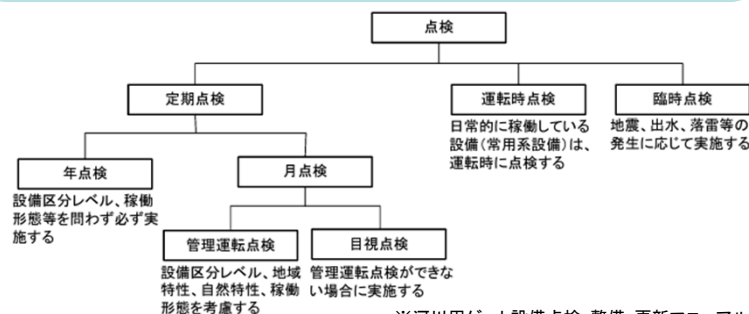
(ポンプ設備の点検・整備)



(エンジンの点検・整備)



(ゲート設備の点検・整備)



＜矢作川水系河川整備計画 第3章 第2節 第1項 5 許可工作物の適正な維持管理＞

## ○ 河川法により許可申請を要する占用・行為

河川法条数	条文・内容(主な部分を抜粋)
第23条 (流水の占用)	河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。 …農業用水・水道水・発電などの水利用
第24条 (土地の占用)	河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く)を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。
第25条 (産出物の採取)	河川区域内の土地において土石を採取しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。 …砂利採取など 河川区域内の土地において土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も、同様とする。 …立木や竹など(公募伐採等に適用)
第26条 (工作物の新築等)	河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。
第27条 (土地の掘削等)	河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為又は竹木の栽植若しくは伐採しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。 ただし、政令で定める軽易な行為については、この限りではない。
第55条 (保全区域内行為)	河川保全区域内において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。 一 土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為 二 工作物の新築又は改築

- 許可工作物については、工作物管理者により河川管理施設に準じた適切な維持管理がなされるようにしている。
- 河川管理者としても法に基づく監督処分等の権限を有していることから、工作物管理者に対し、技術的基準を踏まえた適切な指導や権限の行使を行っている。
- 一般巡視、目的別巡視、及び出水期前と出水後に点検を行っている。

工作物	箇所数	備考
	矢作川	
樋門樋管	91	
揚排水機場	13	
堰	2	
河底横過トンネル	1	
伏せ越し	4	
橋梁	30	
取水塔	1	
取水埋渠	4	
鉄塔	1	
合計	147	

### 河川管理者

河川巡視時に目視点検により、許可工作物について河川管理上の支障がないことを確認

### 工作物管理者

出水期前等の適切な時期に必要な点検を実施

#### ①施設の状況

本体、取付護岸(根固を含む)、高水敷保護工、吸水槽、吐出槽、除塵機等

#### ②作動状況

ゲート、ポンプ、警報装置

#### ③施設周辺状況

工作物下流側の河床洗掘、堤防の空洞化

#### ④管理体制の状況

(操作要領等に照らし合わせて、出水時及び平水時における操作人員の配置計画は適切か、出水時等の通報連絡体制は適切かを確認)

### 許可工作物の完成検査

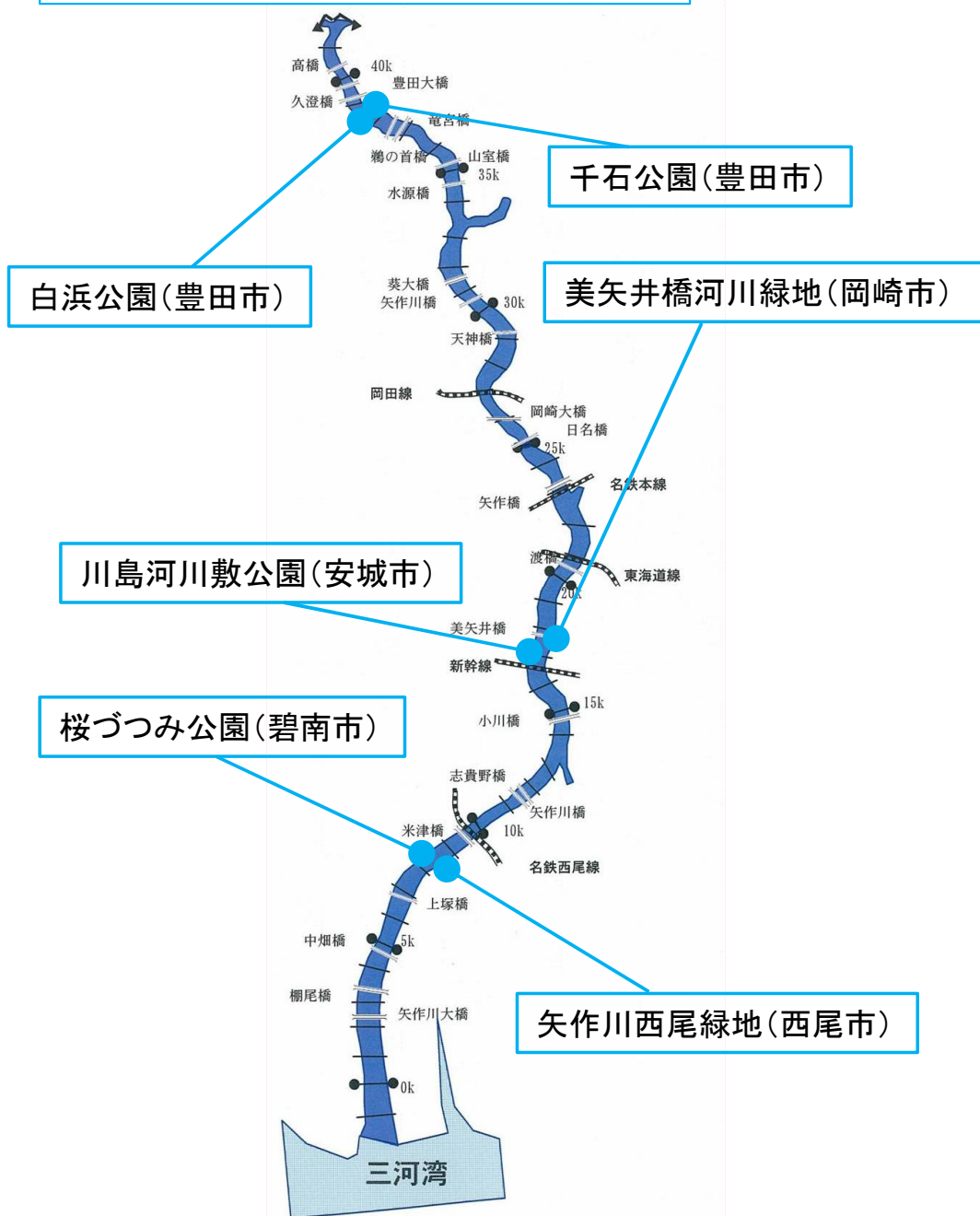


「第1回安全を持続的に確保するための今後の河川管理のあり方検討小委員会」資料2から引用

# 1.河川の維持管理(許可工作物への対応)

＜矢作川水系河川整備計画 第3章 第2節 第1項 5 許可工作物の適正な維持管理＞

## 矢作川の主な河川公園・緑地



■ 河川内の高水敷では、地方自治体等が公園として占用許可を受けている箇所が存在し、公園管理者により、安全に利用できるよう適切な管理が行われている。

- 矢作川では、周辺の自治体が占用の許可を受けた公園や緑地が、20箇所で開催されている。
- 河川内の公園・緑地では、洪水時に流出の可能性のあるトイレなどの工作物が設置されているため、洪水発生時に河川内から搬出することとなっている。
- 毎年、洪水に備え、出水期前には設置されている工作物の搬出訓練を行っている。



搬出訓練の様子

＜矢作川水系河川整備計画 第3章第3項 河川環境の維持に関する事項＞

- 河川を生物環境という観点からとらえ、定期的、継続的、統一的に、基礎情報を収集整備するため、河川水辺の国勢調査を実施している。
- 主に全国109の一級水系の直轄区間の河川及び直轄・水資源機構管理のダムを対象としている。
- 調査対象の生物項目は魚類、底生動物、植物、鳥類、両生類・爬虫類・哺乳類、陸上昆虫類等の6項目(ダム湖調査は動植物プランクトンを含めた7項目)。
- 河川環境基図の作成や河川空間利用実態調査も実施している。



魚類調査の実施状況



河川空間利用実態調査の実施状況

＜矢作川水系河川整備計画 第3章 第2節 第1項 1 堤防の維持管理 及び 3 河道の維持管理＞  
＜矢作川水系河川整備計画 第3章 第2節 第1項 2 樋門・樋管・排水機場等の維持管理＞  
＜矢作川水系河川整備計画 第3章 第2節 第1項 5 許可工作物の適正な維持管理＞

■ 「地震発生後の河川管理施設及び許可工作物等の点検要領」及び「地震発生後の許可工作物の点検要領」にて、点検を実施している。

## 1. 点検の実施者、実施範囲

- 1) 河川管理施設は、1次点検及び2次点検を河川管理者が実施。
- 2) 指定区間外の許可工作物は、1次点検を河川管理者が、2次点検を工作物管理者が実施。
- 3) 指定区間の大臣許可の許可工作物は、1次点検及び2次点検を工作物管理者が実施。

## 2. 点検の対象範囲

- 1) 堤防、護岸
- 2) 堰、床固め、伏せ越し
- 3) 陸閘
- 4) 揚排水機場
- 5) 樋管、樋門、閘門、水門
- 6) 許可工作物(堰、揚排水機場、樋管、橋梁、鉄塔等)
- 7) 工事現場



1次点検状況  
(R2.9.27 豊川管内(震度4))

### ＜1次点検＞

1次点検は、地震発生後直ちに実施し、目視により堤防天端及び構造物周辺等からの外観を主として、異常の有無とその状況を把握する。



対象となる観測所で震度4の地震が発生した場合、状況に応じて1次点検・2次点検を実施

### ＜2次点検＞

1次点検に引き続いて行い、全対象物をもれなく点検を行い、異常の有無とその状況を詳細調査。



対象となる観測所で震度5弱以上の地震が発生した場合、地震後直ちに1次点検・2次点検を実施

# 1.河川の維持管理(その他(DXの取り組み))

- 河川の維持管理は、河川巡視および堤防点検等により河川の状態を把握し、損傷など異常を発見した場合は補修を行うなど適切な管理に努めている。
- 河川巡視や点検で発見された事象は、RiMaDIS(河川巡視・点検・対策等の維持管理業務を支援する全国統一版データベースシステム)を用いて一元的な管理を実施している。

## RiMaDIS活用による利点

### データベース化

- 河川巡視の結果
- 堤防・管理施設の点検結果
- 対策・補修の履歴
- 構造物台帳
- 河川現況台帳

### <出張所・事務所・整備局>

- ①台帳や河川カルテ等の河川維持管理に関するデータを共有できる
- ②日常業務にかかるデータを簡易に検索・確認できる

### <現場>

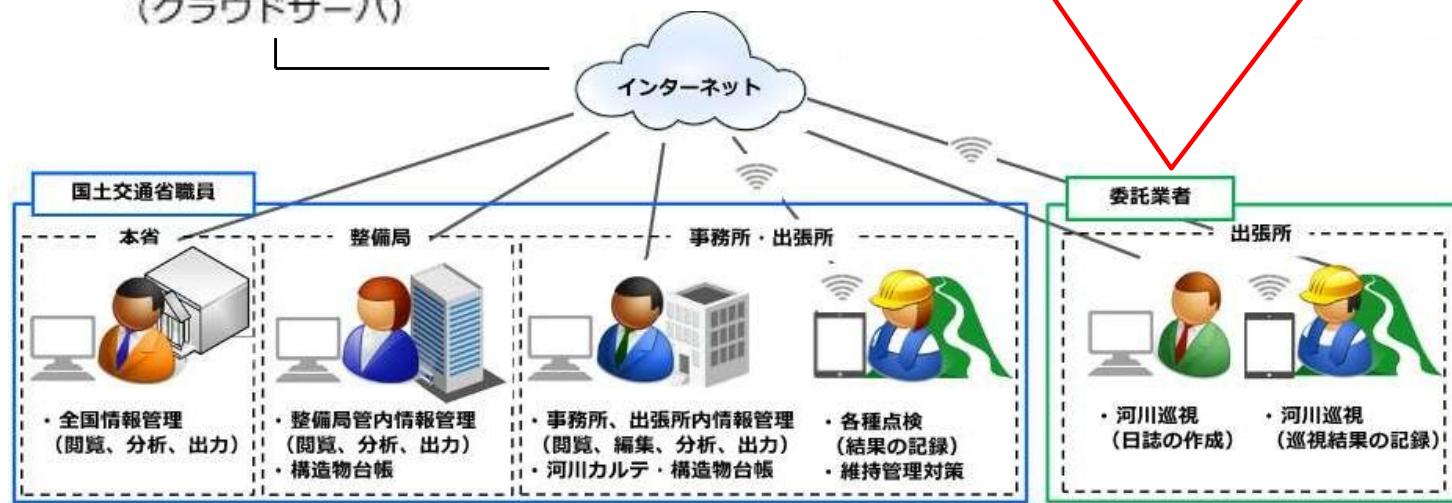
- ①タブレットPC1台で巡視・点検ができる(荷物の軽減)
- ②過去の記録が蓄積されるため、異常箇所の位置把握や経年変化の確認が容易
- ③タブレットPCで撮影した写真から容易に巡視日誌を作成できる

### ○河川巡視

- ①平常時巡視
  - ▽堤防および施設の状態把握
  - ▽違法・違反行為の発見
  - ▽利用状況や自然環境等の把握
- ②出水時巡視
  - ▽損傷の有無等の把握

### ○点検

- ①出水期前・台風期等の点検
- ②地震後の点検
- ③管理施設の点検
- ④その他、安全利用点検など



タブレットPCで状況の撮影



その場でデータベースに登録



<矢作川水系河川整備計画 第3章 第2節 第1項 2 樋門・樋管・排水機場等の維持管理>

- 河川管理施設の省力化として、排水機場及び樋門、樋管の遠隔監視や遠隔制御、ゲートの無動力化等を検討している。
- 近年、樋管等の操作員が不足しており、出水時に現地にてゲート操作を行うことが難しい状況になっているため、ゲートの無動力化、遠隔制御による自動化や遠隔監視等の整備を進めている。

## ○河川管理施設の省力化検討

検討内容	対象施設	備考
遠隔監視制御 (ゲートの自動化)	川田樋門	排水機場（許可施設）に直結
	御立樋管	排水機場（許可施設）に直結
遠隔監視及び ゲートの無動力化	加茂川水門	
	細川樋管	ゲート開閉の無動力化済
	宗定川樋門	
	家下川樋門	

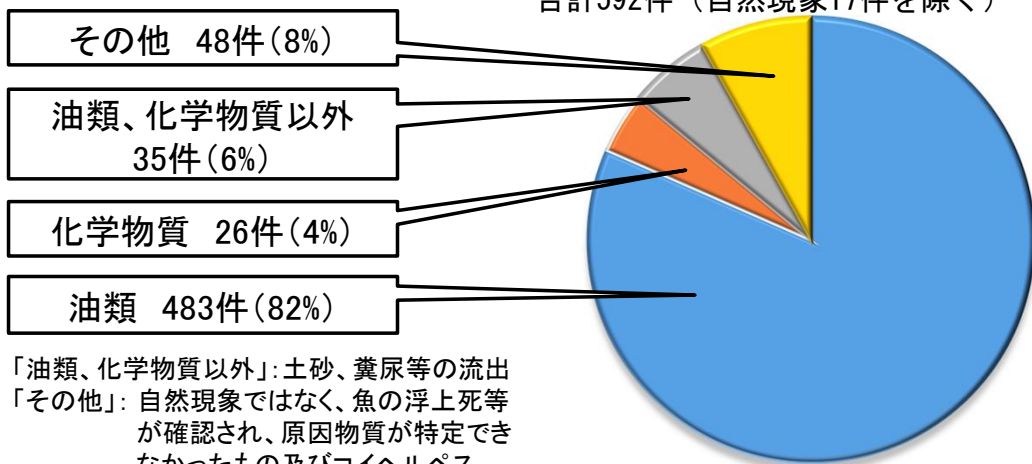


ゲートの無動力化(フラップ化)  
(矢作川 細川樋管)

- 水質事故が発生した際には、「豊川・矢作川水系水質汚濁対策連絡協議会」を通じて、速やかに関係機関に通報すると共に、事故発生状況に関わる情報収集を行い、関係行政機関等と連携し、適切な対策を速やかに講じる。
- 処理後には、原因究明を行い、再発防止措置をとるとともに、啓発活動を行っていく。

## 令和6年度 水質事故の原因物質

合計592件（自然現象17件を除く）



「油類、化学物質以外」: 土砂、糞尿等の流出  
 「その他」: 自然現象ではなく、魚の浮上死等が確認され、原因物質が特定できなかったもの及びコイヘルペス

※「令和6年全国一級河川の水質現況」より



水質事故に対する訓練  
(水質汚濁対策連絡協議会)



油回収作業の事例

## 過去5年間の矢作川水系における水質事故

年度	件数	水質事故の状況
令和2年度	7	調整池から土砂の流出 油膜: 原因不明(3件) 油類の漏洩(3件)
令和3年度	5	油膜: 原因不明(2件) 油類の漏洩(2件) 工場より希硫酸の流出
令和4年度	12	車両事故による燃料の流出(5件) 魚類のへい死(2件) 油類の漏洩(2件) 油膜: 原因不明 降雨による塗料の流出 白い液体(成分不明)が流出: 原因不明
令和5年度	9	油膜: 原因不明(5件) 工事現場から塗料の流出 工事現場からモルタルの流出 車両事故による燃料の流出 破損したドラム缶から化学物質が流出
令和6年度	9	油膜: 原因不明(3件) 車両事故による燃料の流出 油類の流出: 原因不明 降雨による油類の流出 工場から化学物質が流出

＜矢作川水系河川整備計画 第3章 第3項 河川環境の維持に関する事項＞

■矢作川における不法行為には、不法係留船や不法投棄が多く、矢作川ゴミマップとして整理を行い、周知・啓発している。



巡視車両による巡視

## ■河川利用に関する啓発活動

### 矢作川ゴミマップ

令和6年10月現在



行政代執行等による是正措置



関係自治体等と連携し是正



＜矢作川水系河川整備計画 第3章 第2節 第1項 6 流下物の処理＞

## 地域との協力

■河川内にある不法な投棄物や流木は、出水時に流出し、施設に損傷などの影響を及ぼす可能性があり、堰や橋梁などに漂着し、施設操作の支障になるほか、河川をせき止めて越水の原因となる場合があるため、塵芥処理を適宜実施している。

- 『川と海のクリーン大作戦(三河地区)』とは、環境問題への意識啓発や、官民の連携した川づくりをめざして、地域の皆さんの参加により実施されている河川敷及び海岸の美化活動で、河川・海岸の愛護団体や行政機関が『呼びかけ人』となり、毎年実施されている。
- 令和6年度で23回目を迎えたこの活動は、令和6年10月27日(日)を統一実施日として実施され、矢作川水系では約1,900人の方にご参加いただき、2tトラック約3台分のゴミを回収した。



他河川の事例

堤防上に散乱するゴミの事例



他河川の事例

水草(外来種)が異常繁殖した事例



矢作古川分派施設の状況(令和1年5月)



橋梁に漂着した事例(他河川)

出水等による流木の状況



川と海のクリーン大作戦 実施状況

＜矢作川水系河川整備計画 第3章 第2節 第1項 1 堤防の維持管理＞  
 ＜矢作川水系河川整備計画 第3章 第2節 第1項 3 河道の維持管理＞

- 植生が繁茂している状況では堤防の変状把握が困難であるため、除草を実施しているが、刈草が発生し、処分費用を要している。
- コスト縮減および刈草の有効利用のため、刈草の無料配布を実施している。

- 河川管理上支障のある樹木を伐採する際には、伐採木処分等に多額の費用を要している。
- 処分費のコスト縮減と、伐採木等資源の有効活用の目的から、伐採木の無償提供や公募伐採を実施している。

## ● 令和6年度の取り組み状況

毎年、除草を春に1回、秋に1回実施し、刈草を活用して頂くために、無料配布を実施。

実施項目	実施箇所	実施時期	面積
除草	矢作川	台風期前	1,670千㎡
		秋から冬	1,185千㎡



**刈草を地域農業の活性化にお役立て下さい!!**

堤防の草をそのまま放置しておく、繁茂した雑草で堤防の状況(湧水や決壊れなど)がわからなかったり、地震時にクラック等の状況が発見しにくい、ゴミの不法投棄の温床となる、枯れ草が堆肥化しミズカモグラが生息し堤防が弱体化する、など河川管理上の支障となります。このため、毎年出水期前(梅雨前、台風前)に、河川管理の一環として、堤防の除草を実施しています。

刈草無料配布のリーフレット



無償配布の状況  
(樹木伐採)

## 矢作川の伐採木を無償提供します!

- ・ 矢作川の洪水を防ぐ河川の流れを保つため、阻害している樹木を伐採しています。
- ・ その際、伐採した樹木が発生しますが、地域の皆様に有効活用していただくとともに処理費のコスト縮減につなげるため、伐採木を薪等に利用していただける方に無償で提供します。
- ・ 申込み期間 : 令和元年11月26日(火)まで

引渡し期間	: 令和元年12月7日(土)・14日(土) 時間 8:00 ~ 16:00 <small>※小雨は決行しますが悪天候や現地状況に応じ中止する場合があります。(順延の予定はありません。)</small>
引渡し場所	: 上塚橋左岸上流(矢作川左岸7.4km付近) 西尾市上町西新開(別図参照)
樹木の種類	: ヤナギなどの幹・枝等
引渡しの条件	: 希望者にて積み込み・運搬
引渡し時の形状	: 1.8m~4.0m程度の長さで仮置き。※樹木の長さは最小で1.8m程度です。これ以上小割りされる方は各自でチェーンソーなどの道具をお持ち下さい。
引渡し数量	: 1人1トン程度

- 注意事項**
- ・ 今回は配布量が全体で10トン~20トンです。多数お申し込みがある場合は抽選とさせていただきます。また、当選された場合は、上記引渡し期間中に引き取りに来ていただきますが、ご希望の日時に添えない場合がございますので、あらかじめご了承の上、応募いただけますようお願いいたします。
  - ・ 提供する伐採木は薪などの自家消費の使用目的に限りです。第三者への販売など営利目的の方には提供できません。
  - ・ 引き取りの際の安全には、十分注意して行ってください。事故やケガ等は各人の責任となります。

申込み方法	申込書に氏名・住所・連絡先・希望数量を記入し下記へFAX又は、メールにてお申し込みください。
申込み先	FAX 0532-48-8100 メール <a href="mailto:cbr-toyohashi-kanri@mlit.go.jp">cbr-toyohashi-kanri@mlit.go.jp</a>
問合せ先	国土交通省豊橋河川事務所 管理課 竹内、後藤 電話:0532-48-8105 FAX:0532-48-8100

事務所HP、記者投げ込みによる募集

＜矢作川水系河川整備計画 第3章 第2節 第3項 2 地域と連携した取り組み＞

■ 矢作川水系における河川利用者の安全確保に必要な施策について、検討、協議及び実施することにより、水難事故を未然に防止することを目的に、河川管理者、地方自治体、警察、消防、ダム・堰管理者及び河川利用者で組織する「矢作川水系水難事故防止連絡会」を運営し、水難事故防止の活動を行っている。

○矢作川水系での水難事故発生件数(過去5年間)

	水難事故発生件数	
	水難事故発生件数	直轄区間内発生件数
令和2年度	24件	20件
令和3年度	22件	11件
令和4年度	18件	12件
令和5年度	13件	10件
令和6年度	22件	11件



安全な河川利用に関するリーフレット



水難事故防止連絡会



河川利用者への注意喚起

# 3.矢作川の河川管理(渇水時の対応)

〈矢作川水系河川整備計画 第3章 第2節 第2項 河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項〉

■ 渇水時における水利使用の調整及び円滑なる実施方法について協議することを目的に、関係機関による「矢作川水利調整協議会」を設置し、調整等を行っている。

## ■ 矢作川流域における渇水

発生年次	取水制限期間	制限日数	最大取水制限率(%)			矢作ダム最低貯水率%	備考
			水道用水	工業用水	農業用水		
S48 (1973)	6/10 ~ 8/27	79	10	50	30	9.6	
S53 (1978)	6/11 ~ 6/23	13	20	50	50	18.0	
	9/2 ~ 9/11	10	25	50	55	18.4	
S54 (1979)	6/21 ~ 6/29	9	15	30	30	20.2	
S56 (1981)	6/17 ~ 6/26	10	10	20	20	38.8	自主節水
S57 (1982)	7/1 ~ 7/27	27	28	55	55	17.2	
S59 (1984)	6/6 ~ 6/26	21	25	50	55	26.0	
S61 (1986)	3/7 ~ 3/15	9	5	5	5	12.8	自主節水
S62 (1987)	9/4 ~ 9/17	14	10	30	30	23.8	
H2 (1990)	8/20 ~ 8/31	12	10	30	30	47.0	
H5 (1993)	6/1 ~ 6/22	22	30	65	65	15.0	
H6 (1994)	5/30 ~ 9/19	113	33	65	65	13.8	
H7 (1995)	8/29 ~ 9/18	21	15	30	30	32.6	
	5/27 ~ 6/28	33	20	40	50	31.4	
H8 (1996)	8/15 ~ 8/16	2	10	30	20	63.6	
	8/1 ~ 8/8	8	10	30	20	68.0	
H13 (2001)	5/23 ~ 6/21	30	10	30	20	37.4	
	7/19 ~ 8/22	35	30	50	50	13.8	
H14 (2002)	8/12 ~ 9/10	30	20	40	50	33.6	
H16 (2004)	8/9 ~ 8/23	15	10	30	20	51.4	
H17 (2005)	6/3 ~ 7/4	31	20	40	50	32.4	
	8/9 ~ 8/23	14	10	30	20	48.8	
H20 (2008)	8/5 ~ 8/26	22	10	30	20	44.3	
H26 (2014)	8/6 ~ 8/12	6	10	30	20	46.5	
H29 (2017)	7/25 ~ 8/8	15	20	40	40	42.0	



渇水のため水位が下がった矢作ダム  
(平成6年9月:貯水率17%)



渇水被害の状況  
矢作ダム貯水池(平成6年7月)

※昭和46年矢作ダム運用後

# 3.矢作川の河川管理(出水への備え)

＜矢作川水系河川整備計画 第3章 第2節 第1項 9 危機管理対策＞

- 災害対策用車両を配備し災害に備え、普段からこれら車両の操作訓練等を実施し出動に備えています。
- 出水時や災害発生時に備えて、水防資機材とブロックの備蓄を行っています。



排水ポンプ車操作訓練



- ・排水ポンプ車 3台
- ・照明車 2台
- ・災害対策本部車 1台



ブロックの状況(矢作川右岸7.4k付近)



水防備蓄倉庫の状況(矢作川右岸7.4k付近)



■豊橋河川事務所と一般社団法人愛知県建設業協会は、平成21年度に「災害または事故における中部地方整備局豊橋河川事務所所管施設等の緊急的な応急対策の支援に関する協定書」を締結。この協定に基づいた災害時対応を迅速かつ適切に実施するため、災害時の協力体制に関する説明会と堤防決壊時のシミュレーションを毎年実施している。

## ○豊川・矢作川における災害時の協力体制説明会

開催日：令和7年6月11日（災害時協力体制説明会）

場所：西尾市防災センター



災害時の協力体制説明会の様子

## ○堤防決壊シミュレーション

開催日：令和7年5月30日（堤防決壊シミュレーション）

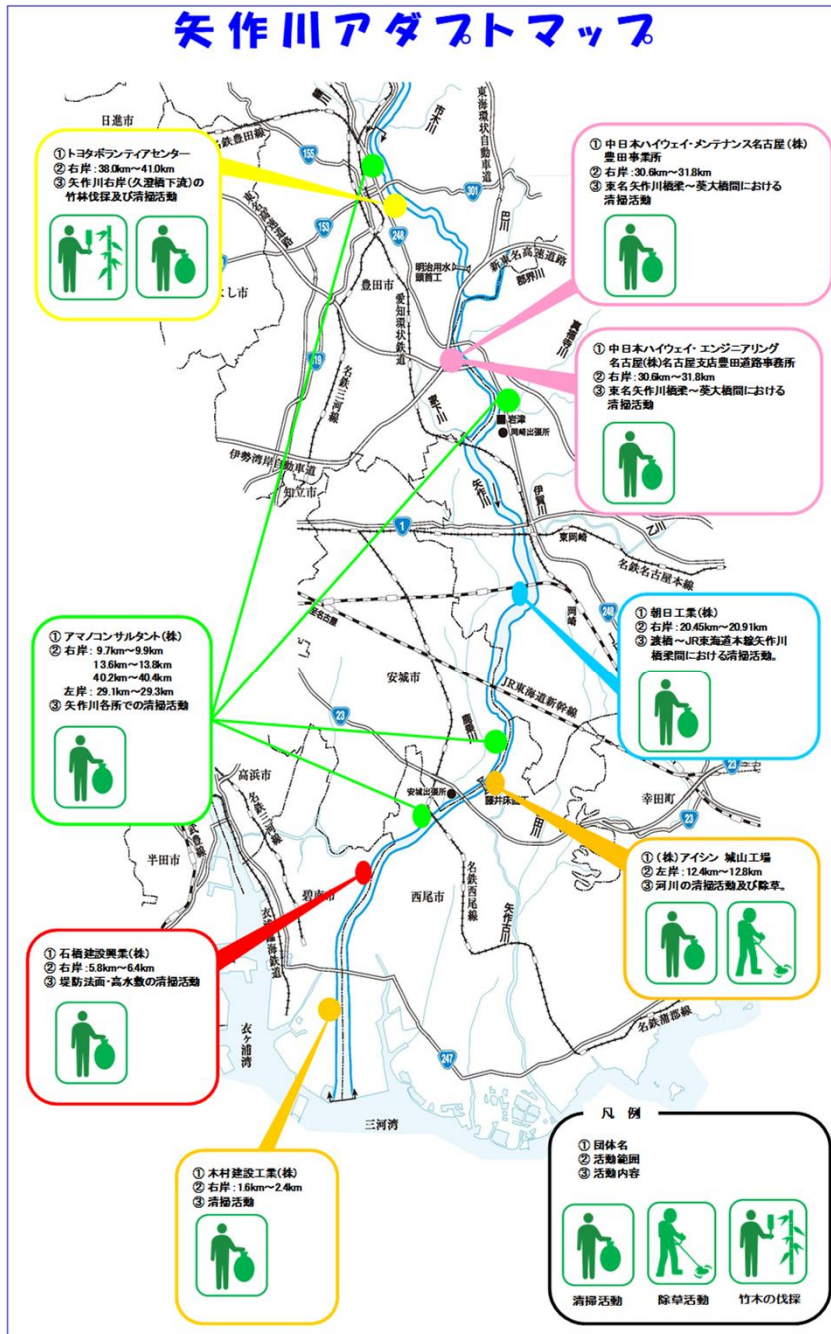
場所：豊橋河川事務所



堤防決壊シミュレーションの様子

# 4.民間団体等との連携(アダプト制度)

＜矢作川水系河川整備計画 第3章 第3項 2 地域と連携した取り組み＞



- 豊橋河川事務所では、地域の特性に合ったより良い矢作川を目指すために、地域住民のみならずと河川管理者が協働して河川管理を行う「アダプト(協働管理)制度」を実施している。
- 協働管理者は、主体的に河川の美化・清掃、河川環境保全活動、河川愛護活動等の活動をしていただき、豊橋河川事務所から登録された団体等に対し、矢作川に関する資料及び情報、清掃に要する用具等の提供を行う。令和6年度は8団体の皆さまにご活躍いただいた。また、協働管理者の方々がご尽力いただいていることを地域の皆さまに紹介する看板を製作し、今後順次設置していく。



アダプト活動の様子

# 5.維持管理と災害復旧(維持工事)

＜矢作川水系河川整備計画 第3章 第2節 第1項 1 堤防の維持管理＞  
＜矢作川水系河川整備計画 第3章 第2節 第1項 3 河道の維持管理＞

- 毎年、維持管理修繕工事により、堤防の変状を確認できるよう除草を行うとともに、緊急性の高い損傷の補修や塵芥処理等を行っている。
- 流下能力の不足等、河川管理に支障のある箇所を優先的に樹木伐採工事を行っている。

## 堤防の維持管理



除草前



除草後

- ・除草による刈草は、過去、現地にて焼却処分を実施していたが、条例により現地焼却が禁止されたため、一般廃棄物として処分を行っている。
- ・一般廃棄物として処分する場合、多大な処分費がかかるため、無料配布等刈草を有効活用することでコスト縮減に努めている。

## 河道の維持管理



樹木伐採前

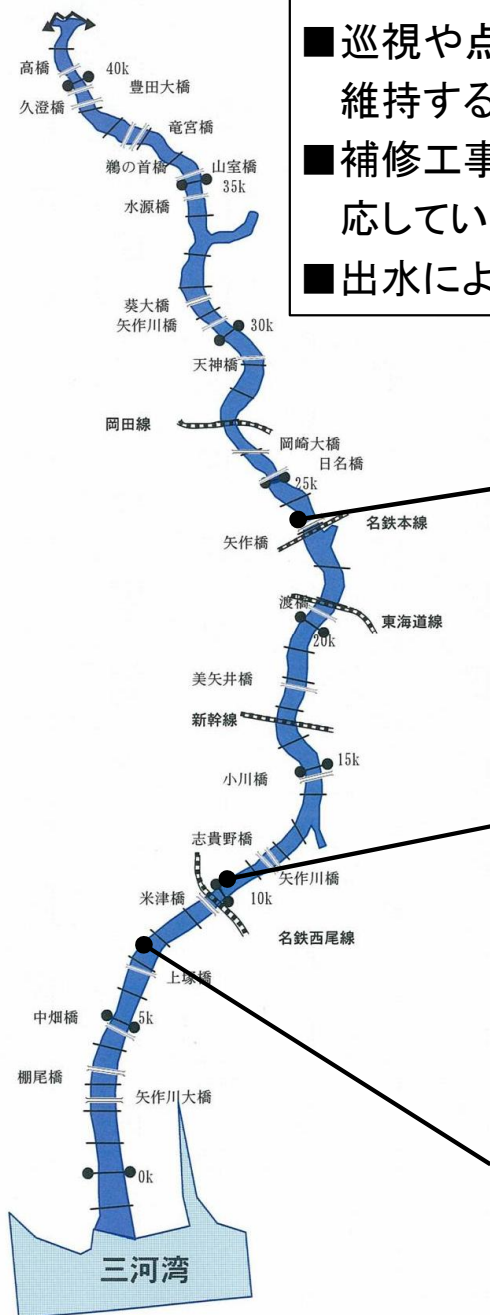


樹木伐採後

- ・河道内の樹木は、河川管理に支障がないよう伐採を行っているが、堤外民地に生育している場合もあり、対応が難しい。
- ・過去に樹木伐採を実施した箇所では、再び樹林化している箇所もあり、再繁茂対策を実施する必要がある。

<矢作川水系河川整備計画 第3章 第2節 第1項 1 堤防の維持管理>

<矢作川水系河川整備計画 第3章 第2節 第1項 3 河道の維持管理>



- 巡視や点検により発見された管理施設の損傷等は、補修工事にて対応しているほか、流下能力を維持するため、樹木伐採等を実施している。
- 補修工事、樹木伐採等を要する箇所は、管理区間内に多数点在しており、優先度を考慮し順次対応しているが、予算による制約や近年の人手不足の影響を受け、対応が間に合っていない。
- 出水により損傷等が発生する事例もあるが、そういった場合には災害復旧工事にて対応している。

## 令和6年度 矢作川水源整備工事

施工箇所: 矢作川右岸23.4kp

工事概要: 堤脚保護工



## 令和元年度 鹿乗川米津災害復旧工事

施工箇所: 矢作川右岸9.2kp

工事概要: 法覆護岸



## 令和5年度 鹿乗川野銭災害復旧工事

施工箇所: 矢作川右岸7.6kp

工事概要: 法覆護岸

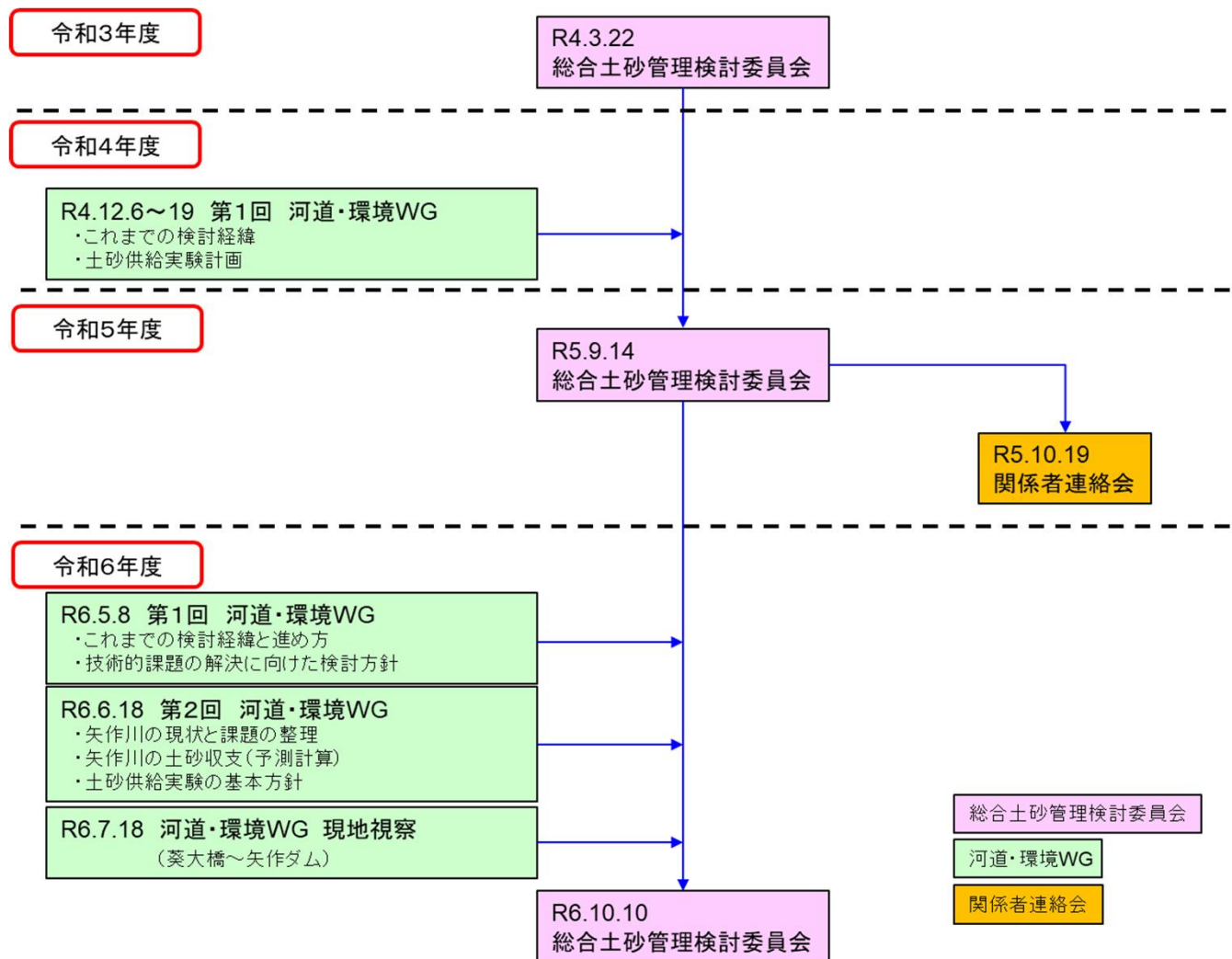


# 6.矢作川水系における総合的な土砂管理

＜矢作川水系河川整備計画 第3章 第1節 第4項 総合的な土砂管理に関する事項＞

- 矢作川水系総合土砂管理検討委員会において、矢作川流域の「森・川・海」といった一連の水・物質循環及び生物の生息・生育環境に配慮しつつ、流砂の連続性を確保するための水系一貫した総合土砂管理計画の策定に向け、土砂生産域から海岸領域までの土砂管理シナリオ及び環境影響予測・評価に関する技術的課題について、学識経験者、関係者の指導・助言を得ながら、検討を進めている。

総合土砂管理計画に対するこれまでの対応状況(令和3年度以降)



関係者連絡会 (R5.10.19)



河道・環境WG 現地視察[明治用水頭首工] (R6.7.18)



総合土砂管理検討委員会 (R6.10.10)

# 6.矢作川水系における総合的な土砂管理

<矢作川水系河川整備計画 第3章 第1節 第4項 総合的な土砂管理に関する事項>

- 矢作川流域において、矢作ダムをはじめとする横断工作物による土砂の連続性の阻害、発電ダム領域における減水区間の発生、河川領域の砂州の固定化に伴う樹林化や河道の二極化、河口干潟の減少等の各領域において課題が生じている。
- そのため、流砂系一貫として土砂生産の抑制、土砂流下の調整等の必要な対策を講じ課題解決を図ることを目的に、段階的に下流河川への土砂供給等の対策を変化させていくことにより、関係機関との合意を図りながら総合土砂管理計画を策定する。現在、関係機関と調整を図りながら、当面10年程度実施する計画として総合土砂管理計画(第1版)の策定を進めている。

矢作川における流砂系の領域区分



写真 矢作ダム貯水池に堆積した砂を掘削



写真 砂州が発達した矢作川らしい景観(23.2k付近)



写真 施工後の干潟と自然干潟